

# 「日の丸・君が代」問題に関する一考察

野 寺 博 文

## 目 次

はじめに	55
I 「日の丸・君が代」問題に関するいくつかの見解	56
① 「日の丸・君が代」積極推進論	56
② 「日の丸・君が代」しぶしぶ承認論	57
③ 「日の丸・君が代」反対論	58
④ 「君が代」反対、「日の丸」賛成論	58
⑤ 私の立場	59
II 「日の丸・君が代」の偶像性について	66
① 「日の丸・君が代」が偶像となりうるのか?	66
② 「日の丸」はどういう意味か?	67
③ 「君が代」はどういう意味か?	71

④ 「日の丸・君が代」弾圧の実態	74
(i) 広島県立世羅高校の例	74
(ii) 東京都石原都政下に於ける弾圧の基本構造	78
Ⅲ アジアの視点から見た「日の丸・君が代」	80
Ⅳ おわりに　　『教会の戦い』	83

はじめに

今日新たな「神社参拝強制」問題が浮上してきた。それが「日の丸・君が代」強制問題である。かつて日本全土とアジアを悪魔の戦争に動員した「神社参拝強制」が、形を変えて復活しようとしている。この世には「日の丸・君が代」に関するさまざまな見方があり、キリスト教会も世俗の影響に汚染されることは避けられぬ。しかし、そうした中で、私たちキリスト者は聖書に照らしてこれをどう判断すべきであろうか。天国と地獄の鍵を委ねられ、歴史の奥義を知れることを許されたキリスト教会が、しっかりとみことばに立つて「日の丸・君が代」強制問題の本質を見据えぬ限り、「悪い時代」(ルカ一・29)に流されて再び後世に禍根を残すことになるであろう。

「日の丸・君が代」強制問題に関しては、私が教団の靖国神社問題委員会をしていた二〇〇〇年(「国旗国歌法」成立の翌年)に理事会から委託を受けて二〇〇〇年に小論文としてまとめた(しかし、その時はどういうわけか内容が理事会の猛反発を買って差し止めを喰らい発禁となったため残念ながら世に出ることはなく、私も役職を追われて二期二年で委員をクビとなった)。しかし、それ以降さらに状況が悪化してきているた

め、その時書いたものにその後のことを書き加え、教会がこの悪魔の挑戦をどう受けて立つべきであるか今現在での私の考えを述べてみたい。これを読んで賛否両論があるだろうが、戦時中の「神社参拝強制」問題の教訓に鑑みて、「日の丸・君が代」強制問題に関しては知らぬことも知らぬふりをすることも神と人の前に罪を犯すことになると思うので、いずれにせよここに書きとめることをきちんと受け止めて、考察の材料としてもらいたい。

ここでは、キリスト者の立場から、主に偶像崇拜問題に焦点を当てて、この問題の本質に迫りたい。

## I 「日の丸・君が代」問題に関するいくつかの見解

今日、「日の丸・君が代」に関していくつかの考えや運動があるので、大まかにまとめてみたい。

### ① 「日の丸・君が代」積極推進論

「日の丸・君が代」を積極的に日本の国旗、国家として認めていこうという賛成派が論拠としているのはおよそ次の点である。

- i、日の丸・君が代は戦前より国旗・国歌として日本人に親しまれ、現在も多くの国民に支持されている。<sup>1</sup>
- ii、「日の丸」も「君が代」も、その起源に於いて何ら問題がない。<sup>2</sup>
- iii、一九九九年八月九日に成立した「国旗・国歌法」によって法制化されたのだから、むしろ積極的に「日の丸」に最敬礼し、「君が代」を歌うべきだ。<sup>3</sup>
- iv 外国にも国旗、国歌法が存在するので、日本でも「日の丸・君が代」を国旗国歌に定めて当然である。<sup>4</sup>

v、愛国心を養い、自分の国と民族に自信と誇りを持つためには「日の丸・君が代」を積極的に認めて、これにもっと敬意を払うべきだ。<sup>5</sup>

vi、「日の丸・君が代」を軍国主義とを結びつけて考えるのはあまりに短絡的すぎる。戦争責任は戦争を起こした人間にこそあるのであり、「日の丸・君が代」には罪はない。<sup>6</sup>

vii、「日の丸」はデザインが美しく、「君が代」は莊重で、歌詞も平和的。<sup>7</sup>  
充分ではないかもわからぬが、おおよそ以上が「日の丸・君が代」積極推進派の考えであろうと思われる。

## ② 「日の丸・君が代」しづしづ承認論

これは比較的良心的な人に見られるものだと思う。つまり、簡単にいうと、「日の丸・君が代」は認めたくないが、国家からの弾圧や世間体、自分も含めた家族や周囲の人々の不利益を考慮して、やむなく「日の丸」を掲揚し、それにむかって最敬礼し、「君が代」を歌う立場がこれである。

例えば「日の丸・君が代」を強制する職務命令に逆らえば、処分を受けて左遷されたり免職になることを避けようとする公立学校の教員などはこの立場であろう。もし自分が免職となれば、自分のみならず自分の家族までもが経済的、社会的に損害を被るからである。のみならず、その人が学校長の立場である場合、入学式、卒業式の際に「日の丸」を掲揚せず、「君が代」を斉唱しなければ学校全体が右翼の脅迫にさらされるのであり、その被害は学校の教師のみならず生徒にも及ぶかも知れぬからである。<sup>9</sup>

また、教会の牧師が、自分では「日の丸・君が代」に否定的な考えを持っていても、教会員からの批判を恐れるあまり沈黙する場合も同様である。<sup>10</sup>また、自分が「日の丸・君が代」を否定する教えを説くと学校の教師をしている教会員がそれに従い、それが理由でその教師が処分を受けることを案じてやむなく沈黙する

牧師もいるだろう。それに教会学校の子どもたちが迫害を受けぬよう沈黙する場合もあるだろう。

### ③ 「日の丸・君が代」 反対論

「日の丸・君が代」に反対する人々の理由を要約すると、おおよそ次のようになると思う。

- i、戦時中の国家神道と天皇制の象徴である「日の丸」と「君が代」を放置しておくわけにはいかない。<sup>11</sup>
- ii、アジア侵略の象徴である「日の丸・君が代」を国旗、国歌と認めることはできない。<sup>12</sup>
- iii、かつて異常に民族主義をあおった「日の丸・君が代」を反省もなく用いれば、再び民族エゴがふくれ上がって、侵略や戦争を引き起こす原因となるかも知れない。

iv、国民全員が納得できる国旗や国歌を新たに作るべきだ。<sup>13</sup>

v、「日の丸・君が代」に対して反対するというより、それらを強制されることに反対する立場もある。<sup>14</sup>

vi、「日の丸」「君が代」はセンスが悪く、しかも意味も無いので反対する意見もある。<sup>15</sup>

### ④ 「君が代」 反対、「日の丸」 賛成論

「君が代」は反対だが「日の丸」は賛成だという者もいる。それは「君が代」はその歌詞の故に反対だが、「日の丸」は国際会議の議場や国際競技会などで日本国を表現する「しるし」として必要なもので賛成だという立場である。<sup>16</sup> また、「日の丸」の中に、それなりに何らかの聖書的な意味合いを見出して「日の丸」を積極的に認めようする立場も根強くある。<sup>17</sup> 教育の現場では、右翼と教育委員会の圧力によってやむなく「日の丸」は認めざるを得なくとも、「君が代」には反対することでどうにか抵抗しているという苦渋に満ちた選択を強いられる場合もある。<sup>18</sup>

## ⑤ 私の立場

これまでの点に関して私の見解を述べよう。私の基本的な立場は、基本的には「③「日の丸・君が代」の両方に反対する」ものである。これまでの考えや立場に関して私の見解を以下に述べる。

### ④「日の丸・君が代」積極推進論に対する反論

「i、日の丸・君が代は戦前より国旗・国歌として日本人に親しまれ、現在も多くの国民に支持されている。」という理由は根拠がない。何故なら、「日の丸・君が代」に反発、反対している者も数多くいるからだ。<sup>19</sup> 小学校六年生の社会科の指導書には「我が国の国旗および国歌は、長年の慣行により、「日の丸」が国旗であり、「君が代」が国歌であることが広く国民の認識として定着している」とし、これを「理解させる必要がある」と書いているが、これはおかしい。本当に「定着している」ならば、どうしてそれをわざわざ「理解させる必要がある」のか？ましてやどうして法制化してまで無理やり強制するのか？<sup>20</sup> これまで「日の丸・君が代」に数知れぬ大勢の人々が反発してきた。その結果、多くの教師や民間人が処分されてきた。<sup>21</sup> その度に「日の丸」の掲揚率と「君が代」斉唱率が上昇していくわけだが、しかし、それはあくまで長年にわたる強制の結果ではないのか？それに、そもそもかつての戦争責任への反省も無しに「日本人に親しまれ、支持されている」から（あの忌まわしい軍国主義を象徴する）「日の丸・君が代」を国旗・国歌としようという発想自体が問題である。日本の国がかつての戦争責任を反省するなら、たとえ九九パーセントの国民がそれを望んだとしても、それだけはまだ二度と日本の国旗・国歌としないというのが、戦後日本の出発点ではないかと思う。「ii、「日の丸」も「君が代」もその起源に於いて何ら問題がない」からという理由も当たっていない。その成立の起源に於いて問題がないとしても、成立後の歴史に於いて実際に果たした役割、特に「日の丸・君が代」が国家権力によってどのように利用されたのかという点が重要なのである。歴史上、実際に、

つまりは実質的にどういう意味を持つものであるかが重要なのである。この問題は後に述べる。

「iii、一九九九年八月九日に成立した「国旗・国歌法」によって法制化されたのだから、むしろ積極的に「日の丸」に最敬礼し、「君が代」を歌うべきだ。」という考えは根拠がない。なぜなら、国旗・国歌法は次のようにしか定められていないからだ。「国旗は、日章旗とする。国歌は、君が代とする。」つまり、ここからは「日の丸」拝礼とか、「君が代」斉唱という結論は出てこないのだ。<sup>23</sup>「職務命令と処分を盾に」、「教職員が歌っているかどうかをビデオで調査」監視する権限もないし、「君が代を歌わない子供を校長室に呼んで叱責」する権限もない。<sup>24</sup>

「iv、外国にも国旗、国歌法が存在するので、日本でも「日の丸・君が代」を国旗国歌に定めて当然である。」というのものはずれである。この話は二つの点でおかしい。一つは、外国にあるからといって本当にそれが日本にも必要であるかという点である。そもそも、世界各国すべてが国旗・国歌法を定めているわけではない。確かに、アメリカ、フランス、ドイツ、イタリアなどは国旗に関して憲法や法律で定めているが、イギリスでは法制化されていない。国歌に関しては、アメリカ、カナダ、フランスなどは法的規定を持つが、イギリス、ドイツ、イタリアには法的規定はないのだ。二つ目は、たとえ（他国と区別するために）日本の国が国旗・国歌を必要としても、それが何も「日の丸・君が代」でなければならぬ必然性は全くない。むしろ、後に述べるが、「日の丸・君が代」は戦時中の戦争責任を象徴するものだから、何の反省もなくそれを戦後も使い続けるのはいかがなものだろうか？第二次大戦中に日本と同盟を結んでいたドイツとイタリア（ファシズム国家の象徴であった）は戦後に国旗・国歌を変えている。<sup>25</sup>

「v、愛国心を養い、自分の国と民族に自信と誇りを持つため」に再び「日の丸・君が代」を復活させようというのは危険である。これはかつての天皇中心の軍国主義、神国日本の復活を意図した右翼勢力の基本的

な発想である。一体、なぜ国を愛するためにわざわざ「日の丸・君が代」を復活させねばならぬのか。本当に自国を愛するというのなら、過去の偶像崇拜と戦争責任の罪責をきちんと精算して、「日の丸・君が代」を廃棄せねばならぬのではないか。「真の愛国心は「我が国正し」との感情ではない。国民の罪の悔い改めを促して国家を神の正義と道徳の上に立つるものが真の愛国心である。虚偽と罪悪の上に立てられたる国家は、軍備財力如何に充実するとも遂に亡国を免れないのである。」(矢内原忠雄)

「vi、戦争責任は戦争を起こした人間にこそあり、「日の丸・君が代」に罪はない」というのも詭弁だと思う。もし本当にその人がまじめに過去の戦争責任を反省しているなら、誰が「日の丸」を高く掲揚し、それに深々と最敬礼できるであろうか。韓国の町の真ん中で「日の丸」を振って歩いてみてもらいたい。市場の真ん中で「君が代」を大声で歌ってみてもらいたい。そうしたら、アジアに於ける「日の丸・君が代」がどのような意味を持つものであるか、よく実感できるであろう。

「vii、「日の丸」はデザインが美しく、「君が代」は莊重で、歌詞も平和的」だから国旗・国歌に適しているというのもどうであろうか？確かに表面だけ見ると、「日の丸」の旗それ自体は赤と白だけの単純なデザインで美しいと言えるかも知れない。しかし、考えてほしい。「日の丸」の旗のもととれだけ兵士、民間人、隣国の外国人らが血を流したことでであろうか。「君が代」を歌いつつとれだけの人々が天皇とお国のためにいのちを投げ出していったのだろうか。そうした歴史を考えた上で、それでもなお「日の丸」が美しいといえるだろうか。「君が代」が平和的だといえるだろうか。

次に、②「日の丸・君が代」しゅしゅ承認」の立場を考えてみたい。実際に学校の現場に於ける右翼と国家権力の弾圧の実態を思うと、個人的にはこの手の人々を非難する気になれない。自分や家族、学校、生徒

が受ける不利益を考えると「日の丸」を掲揚し、「君が代」を斉唱せざるを得ぬ事情もよくわかる。教会の牧師にしても、いわば「教会を守るために(?)」「日の丸・君が代」を否定する教えを説教できぬ事情も同情する。

しかし、それでもあえて言うのだが、もし我々がこの点で妥協するならば、学校教育もキリスト教会も歴史の教訓に学んでない。そして、その本質を骨抜きにされていると思う。何故なら、かつて戦時中の学校教育と教会も、同じ理由でその中身を失ってしまったからである。かつて学校教育は国家神道を普及させる教育機関として国家権力に徹底的に利用された。国家神道の事実上の教典は「教育勅語」であり、「日の丸」「君が代」は「教育勅語」と共に国家神道普及の道具であった。言うまでもないことだが、「教育勅語」は天皇とお国のための滅私奉公を教育の最終目標とする。<sup>26</sup>これにより、学校は学校としての本質を骨抜きにされてしまう。そもそも真理を教育すべきキリスト教のミッションスクール自体が神社参拝をしたのだから、いわばその意味では日本の学校教育は全滅だったのだ。<sup>28</sup>

教会を守るために、「しぶしぶ」神社参拝をしたというのは、戦時中の日本の教会の言い訳だった。札幌北一条教会の小野村林蔵牧師は教会員に迫害が及ぶことを恐れて、「日本の全キリスト教会に及ぶべき迷惑から教会を救うため」<sup>29</sup>神社参拝を受け入れた。<sup>30</sup>一九四二年の正月に日本基督教団の富田満議長は全教団、全教会の代表として伊勢神宮に参拝する。富田牧師が神社参拝を受け入れた理由もやはり迫害から教会を守るためであった。<sup>31</sup>しかしながら、どうであろう。日本の教会は外見だけを守ろうとしてその本質を失ってしまったのである。偶像礼拝をした教会はひたすら国家に追従し、侵略戦争に積極的に協力していったのである。キリスト教は天皇の御用宗教へと墮落し、「殉国即殉教」<sup>32</sup>すなわち「天皇とお国のために死ぬことはそのまま殉教だ」と定義して「今は殉教の精神を要する時だ!」<sup>33</sup>と教育勅語の教え通りに侵略戦争のために死ぬよう全

教会に大々的に呼びかけたのであった。これはもはやキリスト教会とはいえない。<sup>34</sup>教会のいのちは神のことばにある。教勢、財産、建物、社会的地位、世の評判などは教会の本質と何の関係もない。神のことは正しく語るからこそが教会のいのちなのだ。だから、教会が国家権力を恐れて語る内容を妥協したり、沈黙していたら、教会は教会としての本質を失い、いのちを失う。そのような教会は死んだも同然である。

④「君が代」は反対だが「日の丸」は賛成」という考えも教会の内外に根強い。

ところで、「日の丸」は国際会議の議場や国際競技会などで日本国を表現する「しるし」として必要なもので賛成だという立場<sup>35</sup>についてコメントしよう。私は、日本の国が自国の旗を持つことに反対しているのではない。他国と区別する意味での印としての旗があれば便利なのは言うまでもないが、これまで述べてきたように、歴史的な理由から、それが何も「日の丸」である必要がないと言っているのだ。そもそも国際競技会の場で、かつて侵略されたアジアの国の人々が「日の丸」を見てどう思うだろうか？ 国際的な場であれば、なおのこときちんとした国際感覚をもって、むしろ「日の丸」を使わないのが配慮ではないだろうか？ また、国際試合で必要以上に自国の国旗・国歌が持ち出されて民族主義をあおり立てるのもどうであろうか？ そもそもスポーツ競技というものは国威発揚、「お国のために」戦うのものなのか？ 個人参加が原則ではないのか？ 政治上の問題でその国の選手全員が出場できなくなることがスポーツマン精神なのか？ ちなみに、今のオリンピック憲章では「国旗を掲揚し、国歌を斉唱する」でなく「選手団の旗・選手団の歌」となっている。<sup>36</sup>一九八五年に神戸で行われたユニバーシアードの大会は国旗・国歌抜きで行われた。私たちは、スポーツ大会が政治的に利用されてきた経緯を忘れてはならない。その代表的な例が一九六四年十月に行われた東京オリンピックである。当時の政府は東京オリンピックを「日の丸」普及の絶好の機会と見ていた。<sup>37</sup>キリ

スト教会はこのことを世に警告する責任があるのではないだろうか。

「日の丸」の中にそれなりに何らかの聖書的な意味合いを見出して、「日の丸」を積極的に認めようする立場に関してはどうであろうか？小畑進師がこの立場である。小畑師は「君が代」に関しては反対するが、「日の丸」に関しては「日の丸が太陽を偶像化したものとか、天照大神に通ずるとするものも極論なら、「君が代」と抱き合わせて愛国心の強要とか、ひとりよがりの日本主義鼓舞の道具となることは、無用無益です。」として次のように結論づける。「キリスト者は「日の丸」に、他ならぬ不沈の「義の太陽」（マラキ四・二）<sup>38</sup>であられるイエスキリストを思い、かつは「日曜日」を記憶するよすがとして活用するのが最上でしょう。」

しかし、果たして「日の丸」を「君が代」と切り離すことができるであろうか？沖繩の島田善次牧師は「日の丸と君が代は切り離すことができない。何故か？日の丸が掲揚される時、必ず君が代が歌われるからだ。この二つは決して切り離すことができない。」<sup>39</sup>と言うが同感である。小畑師の考えには侵略の歴史や沖繩、アジアの視点が根本的に欠けていると思う。「キリスト者は「日の丸」に、他ならぬ不沈の「義の太陽」（マラキ四・二）であられるイエスキリストを思い、かつは「日曜日」を記憶するよすがとして活用するのが最上でしょう。」と小畑師は言うが、これは間違っていると思う。少なくともこの「日の丸」問題に関する限り小畑師の考えは的外れだと思う。小畑師の考えは本になって出版されているため強い影響力を持っているので、特にあえて強く批判させていただく。もしもかりにそのような意味を自分勝手に見出して納得したとしよう。そして、「これは不沈の義の太陽イエスキリストだから」と自己弁護しながら「日の丸」を掲揚し、それに向かつて敬礼したとするなら、世の人は一体これをどう見るであろうか？右翼には受け入れられるだろうが、さんざん日本から被害を受けている沖繩の人々、韓国はじめアジアの人々はどう思うであろうか？かつて日本の教会は「神社は宗教にあらず、国民儀礼だ」との政府の説明を鵜呑みにし、<sup>40</sup>神社参拝をしなが

私も自分たちは偶像礼拝をしているのではないと自己弁護を繰り返した。でも、信仰は告白こそが肝心である。神社を参拝するその教会の姿は天照大神という偶像を礼拝する姿であり、天皇と天照大神の栄光をあらわす姿以外の何ものでもない。キリストの栄光をあらわさねばならぬ教会が、天照大神や天皇陛下の栄光をあらわすようになったら、それはもはやキリスト教会とはいえない。民族や国家の栄光をあらわす責任は教会にはない。むしろ、罪に満ちたこの国に、キリスト教会はキリストの栄光をあらわすのである。

以上、不充分ではあったが、①②④の立場に対する私の見解を述べてきた。

最後に、基本的に私の立場である③「日の丸・君が代」反対論の立場を確認したい。

「日の丸・君が代」はかつての軍国主義、アジア侵略、民族主義の扇動、国家神道と天皇制の記憶と切り離すことができない。それ故、歴史の反省もなしにそれを国旗・国歌とすること、そしてそれを（公務員も含めて）国民に強制することに私は反対する。日本に国旗・国歌が必要ならば、「日の丸・君が代」以外の、国民がそれなりに納得できる国旗や国歌を新たに作るべきだと思う。

「日の丸・君が代」が強制されることには勿論反対であるが、のみならず、それらを日本の国が国旗・国歌として使用することにも私は反対する。デザインや意味内容に関しても、すでに述べた理由により、「日の丸・君が代」は日本の国旗・国歌にふさわしいものではないと判断する。

次のところで述べるが、これらの理由に加えて、「日の丸・君が代」は偶像問題と深くかかわっていると判断するので、私は反対する。

## Ⅱ 「日の丸・君が代」の偶像性について

「日の丸・君が代」が学校現場等で使用されている現状を見る時、私はこれらが実質的に偶像礼拝と深く関わっているものと判断する。

### ① 「日の丸・君が代」が偶像となりうるのか？

そもそも一国の旗が偶像となりうるのだろうかと思う人もいるかも知れない。これは当然なりうるのである。十戒の第一戒、第二戒には「あなたには、わたしの他に、他の神々があつてはならない。」「あなたは、自分のために、偶像を造つてはならない。……それらを拜んではならない。それらに仕えてはならない。」<sup>41</sup>とある。仏像はただの木や石の人形であるが、それに神的な意味を見出してそれを拜むと偶像となる。神社の大木もただの紙切れだが、それを人々が拜むので偶像と言われる。かつて「教育勅語」と一緒に全国の学校に配布された「御真影」は単なる天皇皇后の写真であつたが、これを拜む（深々と最敬礼する）ことは偶像礼拝と言える。材料が木であろうと石であろうと紙であろうと布であろうと、神の代わりに、あるいは神と並んで何者かを重んじ、それを拜むならば偶像礼拝である。そして、それらははつきりと偶像なのである。唯一まことの神の「顔の前に」（直訳）はいかなるものも拜んではならないのである。預言者イザヤが表現している通り、偶像とは人間が自分勝手に「仕立て」<sup>42</sup>るものなのだ。それ故、国の旗それ自体が偶像ともなり得るし、国歌も偶像への賛美歌となりうるのだ。

国旗の偶像化と戦つた事件としては有名なバーネット事件の例がある。太平洋戦争開戦の翌年一九四二年アメリカ・ウエストバージニア州の教育委員会が公立学校で国旗敬礼を義務づけ、これに従わない者は退学処分にもできるという規則を作つた。このため星条旗への敬礼が毎日始業前に行われるようになるのだが、

エホバの証人の信仰を持つ<sup>43</sup>パーネット家の人々はこの国旗への敬礼が聖書の禁じる偶像礼拝にあたると考えた。そして、子どもたちが敬礼を拒否したため退学処分を受ける。ウエストバージニア州では同様の理由で四十人余りの生徒が退学になり、全米では二千人以上にものぼったという。そこでパーネット家は国旗に敬礼を強制することは個人の自由、良心の自由を侵すもので違憲だと提訴し、一九四三年連邦最高裁はパーネット家側の主張を認め、教育委員会の規則を違憲と判断した。<sup>44</sup>このため、現在アメリカでは連邦政府などが公立学校に対して国旗掲揚や国歌斉唱などを強要することはない。エホバの証人はプロテスタント信仰を持つ私たちから見ると異端の宗派に属する人々であるが、それでも彼らは星条旗に敬礼することを偶像礼拝と判断してこれに抵抗し、自分たちの礼拝の自由を勝ち得たのである。

## ② 「日の丸」はどういう意味か？

「日の丸」を偶像視する根拠として次の二点をあげたい。一つは戦時中「日の丸」がどういう意味を持っていたかであり、二つ目は現在「日の丸」が教育の現場で実際にどのような意味を持つているかである。

戦時中の修身教科書・教師用には次のように説明されている。「わが日本は日の本であり、日の神直系の御子孫のしろしめす国であり、日本人は日の神の末裔であるとみづからを任じ来たった。このやうにして、肇の国以来揺るぎなき国体と共に国民精神の反映が日の丸の旗のうちに鮮やかに看取せられるのである。随って、日の丸の旗の由来について説こうとすれば皇統連綿たる国史と国土国勢とさうして国民性とのすべてにわたって触れて行かざるを得ない。」「わが国に於いては日の丸の旗を以て国家の標識とし、国民精神の象徴として触れることを感得せしめて、尽忠報国の念に燃えしめるところに本教材の趣旨がある。」<sup>45</sup>つまり、以上の話を総合すると、「日の丸」の赤丸は太陽神である天照大神をあらわすもので、日本国民がこの太陽神から

生まれ出た子孫であることを「感得」せしめて「尽忠報国の念に燃えしめ」、（そうしてお国のため戦争へどんどん送り出すよう）子どもたちを教育せよと言うのである。このように、「日の丸」は太陽神である天照大神を象徴する偶像であったのだ。事実、日中戦争の始まる一九三七年の教師用の本には「太陽は「オヒサマ」といい、我が国民の伝統的な信仰である。即ち天照大神そのものが日の神太陽神である」とある。<sup>46</sup>つまり、戦時中「日の丸」は事実上天照大神をあらわす偶像であったのである。ただし、戦時中は「御真影」と天皇自身（宮城遙拝）、神社が主な拝礼の対象であったため、実際には「日の丸」は（偶像としての意味を持つていたにもかかわらず）装飾的な意味ないしは第二次的な位置しか占めていなかった。

今日では宮城遙拝もないし、神社や「御真影」を拜むことも強制されない。しかし、その代わりに「日の丸」への拝礼が強制されている。事実、「日の丸」は昔の「御真影」の位置に貼られている。入学式、卒業式ではステージのど真ん中<sup>47</sup>にどっかりと貼られている。生徒たちももちろんのこと、教師たちもみなステージの方向、すなわち日の丸の貼られている方向に向かって座らせられる。これは、私が最初に論文を書いた二〇〇〇年の段階では、生徒たちは正面を向いていたものの、教師たちはその横から生徒たちの方を向いて座っていた。しかし、二〇〇四年からは、その教師たちまでもが生徒たち同様に正面を向いて、すなわち生徒たちを見ずに日の丸に向かって座らされているようだ。<sup>48</sup>式の司会者はわざとステージの正面を避けて横に立ち、式の始めと終わりには会衆一同に「日の丸への敬礼」が要求される。<sup>49</sup>それはさながら「御真影拝礼」や「宮城遙拝」、「神社参拝」と同じである。そして、校長や教育委員会の役人、PTAの役員までもが挨拶のため登壇するや「日の丸」に向かって実に恭しく深々と最敬礼するのである。これはみなさんが実際に自分で入学式、卒業式に出てみなければわからない。これを見て「日の丸」は偶像でないと言えるのだろうか？この恐るべき光景を直接目の当たりにするならば、「日の丸」は明らかに礼拝の対象になっているとしか

見ようがない。それでもなお「日の丸」が偶像でないと言い切れるキリスト者や牧師がいるなら、その人の目は節穴で「目があっても見えない」<sup>50</sup>偶像礼拝者なのではないか。

しかも、この「日の丸」への礼拝が公権力によって教師や生徒たちに強制されているのであるから、いよいよかつての国家権力による神社参拝強制を思い出させるのである。こんなことを言うと、あまりに短絡的だと思ふ人もいるかも知れぬ。しかし、これは決して思いつきで言っているのではない。というのは、国家権力にとって、「神社参拝」強制と「日の丸への拝礼」強制との両者の持つ意味は、本質的には全く同じであるからだ。<sup>51</sup>

「神社参拝」強制の本質とは何か？ 最も単純に言うと「すべての国民に天照大神を拝ませて忠誠を誓わせ、拝んだ者たちを片っ端から侵略戦争に動員する」ことにあった。それで政府は「すべての国民に天照大神を拝ませて忠誠を誓わせ」るために神社神道から宗教としての機能を切り捨てて「祭祀」と「宗教」を分離し、「神社は宗教に非ず、国民儀礼だ」とすることにより、「超宗教」として一般宗教を従属させる特異な国家神道を誕生させたのである。<sup>52</sup> 国家神道の事実上の教典は「教育勅語」であり、その普及役を担ったのが文部省である。すでに述べたが、「教育勅語」<sup>54</sup>は要するに天皇と国家への絶対忠誠を教育の最終目標とした。現人神天皇のこの「勅語」は、疑うことも逆らうことも許されない「神聖ニシテ犯スベカラザル」、まさに神のことばとして全国の学校に「下賜」<sup>55</sup>された。そして、天照大神を拝んだ皇国「臣民」らを思いのままに侵略戦争へと動員していったのである。言うまでもないことだが、ここで「天照大神を拝む」という行為は「こうして私が今日生きているのはすべて天照大神のおかげです。ですから、私の命を天照大神に捧げて神国日本のために仕えます。」と告白させる儀式である。事実、神社参拝をした者らを容赦なく戦争に動員していったのである。神国日本の侵略戦争はそのまま「聖戦」と美化され、戦死者は「英霊」として靖国神社にまつられ

最高の榮譽を帰せられた。<sup>56</sup> 反対に、「神社参拜」を拒否する者は「非国民」「国賊」「国家に対する反逆者」として無条件で処刑された。つまり、ここで「神社」が果たした役割というのは、「お国のために」絶対忠誠し言いなりになる人材を製造するための、洗脳装置であったと言えるよう。天照大神だの「万世一系の」現人神天皇だの神国日本だのと神的な權威をやたらと持ち出すのも、結局はただの權威づけに過ぎない。

「日の丸」への拝礼も本質的には同じである。「日の丸」にこだわる権力者の意図がここにあると思う。つまり、国家権力が入学式と卒業式の際に「日の丸」を「御真影」の位置に貼りつけて教職員はじめ児童らに拝礼を強要する意図は、要するに国家に対する絶対忠誠を誓わせるという点にある。すなわち、「日の丸」に対する最敬礼は国家に対する忠誠を誓わせる国民儀礼なのであり、同時に、国家に対する忠誠心を試す「踏み絵」なのである。それ故、入学式で「日の丸」を拜ませるのは「これから学校で有り難くお勉強できるのは日本の国のおかげです。」という日本国への感謝の告白なのだ。それは同時に「この恩恵に応えて一生懸命勉強し、お国のために仕えます。」と日本国に献身を誓わせる儀式なのだ。卒業式での「日の丸」も同様の意味を持つ。これは決してデタラメではない。事実、「日の丸」を掲げなければ、学校長は教育委員会から呼び出されて恫喝され、「日の丸」の掲揚と拝礼が強制される。そして、これに従わなければ処罰される。右翼からは露骨に「お前らは非国民!」「日本から出て行け!」<sup>57</sup>「反日朝鮮系日本人」<sup>58</sup>「校長は責任をとって辞職しろ!」「辞職しろ!」「切腹しろ!」<sup>59</sup>「おまえたちを抹殺する。必ず天誅を加える。」<sup>60</sup>などと凄まじく右翼に脅迫される。街宣車七十台が乗り込んで町を占拠し、「アカ教師は去れ!」と街宣される。「日の丸をなぜ説明もなく揚げたのか?」と卒業生が抗議しただけなのに「卒業生三十名が校長に土下座要求」と歪曲して報道され、右翼が学校の前で「校長に土下座しろと言ったのはお前か?」と生徒ひとりひとりに聞き込みをする。<sup>61</sup> 右翼はその後子どもたちの自宅にまで押しかけ写真を撮影して追求するといった、ストーカーまがいのことまで

やらかした。<sup>62</sup>これは少なくとも右翼や公権力から見て「日の丸」を無視することが国家に対する「不敬」、「反逆」ととられていることを意味する。彼らにとつて、それは国外追放、クビ、死刑に値する冒瀆罪なのだ。すなわち、このように、今日「日の丸」が現実にも果たしている役割は、かつての「神社」が果たした役割と本質的に同じだと言いたい。それは「お国のために」絶対忠誠して言いなりになる人材を製造するための洗脳装置であるのだ。

また、一九九九年八月「国旗・国歌法」と同時に成立した「新ガイドライン法」「盗聴法」との密接な関係を考えてこの意味はさらに明らかになる。つまり、こういうことではないだろうか。アジアで戦争が起きた際、日本が積極的にアメリカに戦争協力できるよう「新ガイドライン法」を制定し、「国旗・国家法」で国家への忠誠を誓わせ、「盗聴法」で反対する者を見つけて弾圧する。そのような中に「日の丸」が立っているのである。「宗教にあらざる国家儀式」としての「神社参拝」強制がまた再び復活されようとしているのである。

### ③ 「君が代」はどういう意味か？

「君が代」が「日の丸」の偶像性をさらに明らかにしている。「君が代」はどういう意味を持つ曲であるのか？一九四二年版の尋常小学校五年生用「初等科修身二」には次のように説明されている。君が代の歌は「天皇陛下のお治めになる御代は、千年も万年もつづいて、お栄えになりますように。」という意味で、国民が、心からおいはひ申しあげる歌であります。<sup>63</sup>そして、小学校修身教科書の教師用指導書には次のようである。「君が代」は、実に国民こぞつて御稜威<sup>みらいつ</sup>のほどを畏み<sup>かしこ</sup>國体の精華を發揮し、唱和する歌である。…聖壽<sup>せいじゆ</sup>の萬歳<sup>ばんざい</sup>（天皇の長寿）を祈り奉ることが、そのまま皇國臣民のあらゆる祈念を含んでるといふところに、

日本の國体はあるからである。…この歌を唱和する時には、嚴肅のうちに和やかなうれしい気持が胸に充ち満ちて、心から天皇陛下の御ために身命をなげうち、皇室のみ栄えを祈り奉らずにはあられないのである。」<sup>64</sup>つまり、学校の教師は「天皇の長寿、天皇の支配が永遠に続くように、「君が代」の意味をたたく込み、天皇とお国のために命を投げ出す忠誠心を子どもたちに教え込め」というのである。そうして「君が代少年」<sup>65</sup>の美談などで愛国心を一層煽った。このように、(起源はどうあれ)戦時中、「君が代」は事実上天皇への頌栄賛美歌として歌われて教育された。つまり、「君が代」は「天皇の世が永遠に続くために、私の命を捧げます。」という信仰告白と言える。それはちょうど我々キリスト者が礼拝の最後に「父、御子、御霊の大御神に、とこしえ変わらぬ御栄えあれ、御栄えあれ。アーメン。」と頌栄を歌ってこの世に出て行くのと同じである。キリスト者は神の栄光と御国のためにいのちを賭けてキリストを証しし、世界に神の栄光をあらわす。「君が代」が意味するものは、まさにこのことなのである。

それ故、「君が代」を歌わないことは、やはり公権力に対する「叛逆」を意味するようである。そのため「法律を守れないようなら辞職を」と町長が脅迫する。<sup>66</sup>「国旗・国歌を尊重しない人は、日本国籍を返上していただきたい。」と知事が議会で発言する。<sup>67</sup>学校の入学式や卒業式で「君が代」を斉唱しない校長は、教育委員会から「君が代を実施しないのなら辞表を持って来い。来ないのなら降格処分となるで。」<sup>68</sup>と恫喝され処分される。教職員たちは「君が代」を歌っているか口元をビデオカメラでチェックされる。<sup>69</sup>起立していない教師のところには教頭がやって来て、「起立してください。」「都教委の方が見ておられます。」「としつこく迫り、座っている教師の姿をビデオで撮る。<sup>70</sup>卒業式の後、「不起立」であったか否かを校長がひとりひとり教師を呼び出して質問する。「君が代」斉唱時の起立を強制することが「違憲の疑いがある」と職員会議で抗議した教師が校長室に呼ばれて恫喝される。<sup>72</sup>「君が代」伴奏を拒む音楽教師は「職務命令違反」として処分される。<sup>73</sup>

「君が代」斉唱時に起立しない教師や「君が代」を歌わぬ教師も「職務命令違反」として処分される。その際処分の内容は、不利益な異動、戒告、減給などの懲戒処分であるが、たとえ最も軽い戒告処分であっても昇給延伸となり、給与、一時金、退職金、年金、昇任・昇格試験、特別昇給に影響する。処分歴は教職員の経歴から消えることなく異動のたびについてまわり、生涯にわたって不利益を被る。二度の「不起立」で免職になると校長に脅迫される。二度ならずとも、複数回の処分が重なれば分限（教師としての資質能力を欠くという理由で）となり免職されると教育庁は警告する。ただ一度の「不起立」を理由に「職務命令違反」による「戒告」処分で「再雇用（嘱託）合格」を取り消される。実際に免職になった教師もいる。「君が代」問題で教育委員会からあまりに激しく恫喝され、耐えきれず自殺した校長もいる。「日の丸・君が代の強制は好ましくない。」と述べたPTA会長が猛烈なブーイングを浴びて辞任に追い込まれる。<sup>79</sup>『国歌斉唱』の掛け声に着席した卒業生に向かって校長が「立って、歌いなさい！」と必死に叫ぶ。続いて教頭も叫ぶ。あげくの果てに来賓の民主党都議までが「立ちなさい。」と大声張り上げて恫喝する。<sup>80</sup>「不起立」の生徒の多かった学校の教師は都教委に取り調べられ、「不起立の生徒が多かったことを見てあなたはどう思いましたか?」「内心の自由について生徒に説明しましたか?」「生徒に起立するよう指導しないのは指導要領違反だと思いませんか?」「あなたが生徒に国歌を斉唱するように指導したのに、生徒が国歌斉唱しないのはあなたの指導力が不足しているからではないのですか?」と詰問する。<sup>81</sup>「不起立」「君が代」を歌わぬ生徒たちは「座ったかどうか」「なぜ座ったのか」「周囲の生徒はどうか」「先生から座れと言われたのか」と事情聴取されたり、校長室に呼ばれて叱責される。<sup>83</sup>教師と生徒には君が代を「歌わない自由はない」と教育長が公言する。<sup>84</sup>「君が代」を歌わなければ全課程を修了したことになるから、そういう生徒には卒業証書はやれない。」と校長に激しく脅迫される。<sup>85</sup>君が代斉唱時の不起立者を「ガン」呼ばわりし、「徹底的につぶさないと」と教育委員が息

巻く。<sup>86</sup>不起立教師を漏らさず処分せよと都教委にハツパをかけ、天皇陛下に「ははっ、全国の学校で国旗を掲げ、国歌を斉唱するようにするのが、私の仕事でございます！」と直立不動の姿勢で告白するような教育委員がいる。<sup>87</sup>都教委が「不起立の保護者」を調査する。<sup>88</sup>口ではもはや抗議できないと、せめてものささやかな「日の丸・君が代」強制反対のしるしとしてピースリボンを胸につけていた教員までもが職務専念義務違反で処分される。<sup>89</sup>二〇〇四年三月二十日、都教委は一七一人もの「不起立」の教師たちに対し大量の処分を出して見せしめにした。<sup>90</sup>その後の処分等も含めると、「君が代」伴奏拒否と「不起立」によって処分された教員数は結局二四八名に及ぶ。<sup>91</sup>都教委は「日の丸・君が代」の各校の実施状況を一覧表にしてホームページに掲載している。「歌わない、掲げない」学校など、もう生きていけなくなりました。<sup>92</sup>

ここまでくると、極めて異常な状況にあることは誰の目にも明々白々であろう。軍国主義とはほど遠い、一見平和そうなこの日本に於いて、このような戦時中さながらの強制と弾圧が、今現在、現実に行われているのである。こうなれば、「君が代」は少なくとも単なる「歌」という域を超えてしまっている。「君が代」を歌わぬことは、かつての神社参拝拒否のように、公の権力に対する事実上の「反逆」と見られているのである。よって、「君が代」は敗戦後六十年を経てもなお「天皇への頌栄賛美歌」であると断じざるを得ない。そして、「日の丸」はかつての神社や御真影の如く、偶像としての意味と機能を持つものである。これらは、公の権力への無条件かつ絶対服従を強いるための強制装置の役割を果たしている。

#### ④ 「日の丸・君が代」弾圧の実態

(i) 広島県立世羅高校の例

「日の丸・君が代」法制化の直接の原因となったのが、広島県立世羅高校の石川校長の自殺であった。この

事件は現代に於ける「日の丸」の意味を理解するのに重要な意味を持つと思うので、できるだけ事実にも則してこの事件を紹介したい。

一九九九年二月二十八日広島県立世羅高校の石川敏浩校長（当時五十八歳）が自殺した。原因は教育委員会による「日の丸・君が代」を強制の結果である。広島は元来「日の丸・君が代」の実施率は低かった。平和教育や解放教育が盛んな広島県では、教職員組合や部落解放同盟県連合会などが、特に「君が代」について「軍国主義のシンボルで、絶対天皇を賛美したもの」として「強制」に反対してきた。しかし、同年春の卒業式で「君が代」斉唱をしなかった一五〇名の校長を広島県教委が処分し、翌年も二十九人を処分した。その結果として一九九八年には一八・六%だった「君が代」斉唱率が二〇〇二年は九九%にまで増えたのである。どのように強制と弾圧がなされていったのか。次に簡単に見てみたい。

一九九九年一月十一日、県教育委員会は「日の丸は出席者から見えるように掲揚し、君が代は式次第に国歌斉唱と記し、参加者が斉唱できるように」との口頭指導を県立学校長会で行った。そして、各学校現場で教職員と校長との話し合いがもたれた。そうした中で、二月中旬から右翼、保守勢力は強力な介入をする。自民党県議四〇名はチェック表（「国旗・国家実施報告書」）<sup>93</sup>を携えて各高校の卒業式に参加し、校長の式辞までもチェックするというのだ。二十三日には「日の丸・君が代」強制の職務命令を出し、同時に「国旗・国歌実施報告書」、「服務状況報告書」（妨害行為などの内容を報告させる報告書）を発する。

校長たちは県教育委員会から毎日帰宅時間を報告させられ、一時間ごとに電話がかかり、居場所や「今何をしているか?」「今日どのような交渉をしたのか?」等の報告を求められ、二十四時間の監視体制に置かれる。そして、実施を拒む校長に対しては次のように恫喝に次ぐ恫喝が行われたのである。例えば、二月二十四日A高校校長に対しては「二月二十四日以降の職員会議の内容を報告しろ」、二十六日B高校校長に対し

ては「君が代を実施しないのなら辞表を持って来い。来ないのなら、降格処分となるで。」、C 高校校長に対しては「できなければ、進退伺いを出してもらいかもわからない。」、D 高校校長に対しては「指導要領通りにやらないということは、校長としての資格がないということ。職を失うことになる。」、E 高校校長に対しては「あんたがやめるだけではすまん。」<sup>94</sup>といった具合にである。

このような中で、自殺した石川校長に対しても恫喝がなされたのである。石川校長は同和教育に熱心で、「敵をつくらない、人の意見をよく聴く人」<sup>95</sup>だったという。安保英賢・高教組委員長の話では、石川「校長には、同和教育を推進してきた立場上、教職員や生徒を説得できないという教育的良心があった」という。「辞職勧告などをちらつかせるなど、強行的な行政指導にも悩んでいたのだろう」と話した。<sup>96</sup>二月十七日の手記には次のように自らの苦悩を書いている。「日の丸・君が代の取り扱い八方ふさがり、全く希望なし。」<sup>97</sup>日付のないメモには「何が正しいのかわからない。管理能力はないことかも知れないが、自分の選ぶ道がどこにもない。」ともあった。<sup>98</sup>教職員たちには「君が代は問題がある」と語っていた。職務命令（二月二十三日）後にあつた二十五日の職員会議で石川校長は次のように語った。「身分差別につながるもの（君が代）を生徒におろせるか悩んでいる。みなさんの合意が得られないということになれば従来通り（君が代斉唱なし）でお願いしたい。」<sup>99</sup>二十七日の日にも教職員の代表と話し合いをするが、そこでの結論もやはり「君が代」斉唱をしないということであった。教育委員会の処分を甘んじて受ける覚悟を決めた。

二十八日の朝、尾道教育事務所の主幹指導主事が石川校長の自宅へ押しかけ恫喝した。<sup>100</sup>そして、その後を追って教育部次長も石川校長の自宅を目指していたが、主幹指導主事が次長を迎えに出た直後に、校長は自宅離れの物置小屋で自ら命を絶つたのである。

その日以降、世羅高校（さらには世羅高校の教職員個人）に対して、あるいは県教組、高教組に対して、

右翼が電話、ファックス、手紙、街宣車で次のように脅迫した。「お前ら、全員腹を切れ！」「殺人者！」「次はお前の番だ！」といった執拗な脅迫が続けられた<sup>101</sup>。

以上は一つのケースであるが、これは氷山の一角に過ぎない。多かれ少なかれこのような形で「日の丸・君が代」の強制はなされてきたのである。公権力と右翼によってこうした前近代的な強制が現実に行われているというのに、教会が知らぬふりをしていてよいのだろうか？現場の良識ある教師たちが「日の丸・君が代」の問題で悩み、信教の自由・良心の自由を守るべく戦っているというのに、教会はそのような教育の現場を無視し、無見識にも右翼や公権力と一緒になって「日の丸も君が代も、その起源に何ら問題がない。」とか、「日の丸が国際会議の議場や国際競技会などで日本国を表現する「しるし」として必要なものだ」などのんきなことを言っているのだろうか？これは明らかに個人の良心や信条にまで介入し、これを抑圧しようとする国家権力の不当な横暴としか言いようがない。つまり、ことは信教の自由に深くかわる、教会と国家との問題なのだ。キリスト者が「抵抗権」を発動し、実際に国家に警告を与えて闘うべき重要な問題なのだ。教会がこのような国家の暴力をきちんと正しく見抜く見識を持たず、現場で国家の暴力と闘う教師たちに何の指針も示すことができないとするならば、戦時中の教会と一体どこが違うというのか？こういう問題は単に一つの社会問題に過ぎず、教会が取り組む問題ではないとか、こんな問題に取り組む教会は社会派だ、極端だとか言いながら冷ややかに見ているだけならば、戦時中の教会と何ら変わっていないではないか！「日の丸・君が代」は中立の問題だとか、別に偶像問題とは関わりないので「日の丸・君が代」を掲揚・斉唱してどこが悪いと聞き直っているとするならば、それは戦時中に神社参拝した教会と全く同じだと言いたい。何故なら、戦時中も日本の教会は「これは偶像問題ではない。」「福音宣教のためだ。」と言い訳しながら神社参拝したからだ。「日の丸・君が代」問題は、日本の教会が、戦時中の罪責問題をどの程度克服で

きているかを示す重要な試金石ではないだろうか。

以上見てきたように、「君が代」は天皇への頌栄賛美歌であり、「日の丸」は（かつての神社の如く）偶像としての意味と機能を持つものだと判断する。我々キリスト教会は、右翼や権力者らが天照大神や天皇、神国日本の栄光をあらわそうとしているこの日本に於いて、唯一まことの神であられるイエスキリストの栄光をあらわす責任を神から受けている。それ故、「日の丸」も掲げず、これに敬礼もしない。そして、「君が代」を歌わないことをもって、唯一まことの神の栄光を世にあらわすべきではないだろうか。何故なら、「天にあるもの、地にあるもの、地の下にあるものすべてが、ひざをかがめ、すべての口が「イエスキリストは主である。」と告白して、父なる神がほめたたえられ」<sup>102</sup>ねばならぬからだ。

(ii) 東京都石原都政下に於ける弾圧の基本構造

ここで、一度、近年盛んになされている東京都の「日の丸・君が代」強制の基本構造に触れておかねばならない。もともと東京都の公立学校に於ける「君が代」斉唱率は全国でも極めて低かった。しかし、都教委が都立学校の校長たちに圧力を加えた結果、斉唱率は一九九八年の五・九％から一九九九年には九九％へと一気に上昇した（つまり、「君が代」を歌う学校が増えた）のである。<sup>103</sup>しかし、「日の丸」掲揚・「君が代」斉唱を実施させるのみでは満足いかぬ都教委は、今度は各教師に「君が代」を強制的に歌わせることを攻撃目標にしたのである。そして、二〇〇三年十月二十三日に都教委が出した通達は、卒業式・入学式等で「君が代」を斉唱する際必ず起立を求めるといふもので、「不起立」と「不斉唱」を貫いた場合には「服務上の責任を問われる（この意味は要するに「処分」のことだと校長が教員に説明）」<sup>105</sup>とある。通達が出された日の午後に行われた都立学校校長連絡会議では、都教育庁指導部長より「卒業式等の実施に当たっては、各学校校長は、

各教員らに對して、実施指針に従つて式典を行うよう職務命令を出すように」との口頭の職務命令が出された。これにより、校長が職務命令を出さずに「不起立」の教師が現れた場合には校長自身が処分されることとなり、校長には職務命令を出すか否かの裁量は失われた。こうして、各校の校長が「通達」に基づいて各教員に「起立」を強制する職務命令が出されることとなり、公立学校の教職員には「君が代」を歌わぬことも「起立しない」こともはや全く許されなくなった。<sup>106</sup>

都教委が教員を弾圧する手段としてあげられるものに、「主幹制による縦型制度の強化」と「人事考課制度」が考えられる。

「主幹制」は、二〇〇三年四月から導入された。「主幹」は都教委直属の「指導、監督職」で、「教委、校長の指導のもとで、教委の施策を、自分がそれに賛成だろうが批判的だろうが、教員たちに正確に伝えなければならぬ」中間管理職である。「教頭への一里塚と考え、ロボットにならざるを得ない。」<sup>107</sup>校長、教頭、各部主任とともに学校の最高意思決定の場として機能する「企画調整会議」の主要メンバーで、職員会議はもはやこの会議の決定を聞かされるだけの存在になってしまった。勿論これ以前にも、ここ数年の傾向として校長の権限は強化され続けてきた。かつては事実上の学校の意思決定機関として機能した職員会議も、校長権限の巨大化に伴い無力化していった。「いくら議論しても結構。しかし、最終的に決めるのは私だ。」と校長がキツパリ「宣告」して、それでおしまひである。「職員会議で校長が言う。『発言は、参考意見にするだけ。賛否もとらない。議事と言わずに検討事項と言うように。』」<sup>108</sup>こうして、学校教育の現場は、文科省―都道府県教委―市町村教委―校長―教頭―主幹―主任を含む教師という縦型社会と化した。ヘタにお上に楯突くと処分を食らい、人事考課で強制異動をさせられたり、昇給を止められるため、何を言っても無駄だと教師たちはいよいよやる気を無くす。「主幹制」はこうした縦型制度を強化するものとして導入されたのである。

縦型制度を強烈に推進させる原動力となるものが「人事考課制度」である。これは「自己申告」と「業績評価」の二本柱からなる。「自己申告」は校長・教頭の面接を通じて自己目標を設定し、どれだけ目標を達成したかの自己評価を行う。これに対して「業績評価」は校長が教師の努力を評価し、指導するということである。<sup>109</sup>しかし、これが強制の手段となる。「もし一年で出したい（転任させたい）人がいた場合は出してください。校長に楯突く者、あるいは校長をいじめる者に対して、徹底的に教育委員の権限に於いて、決定的に校長の見方をします。」<sup>110</sup>との都の教育委員のことばが露骨に示すとおり、「校長に楯突く者」は、たとえ一年目でも、「校長の具申に基づき、都教委が認めた者は異動の対象にできる」<sup>111</sup>こととなった。しかも、面接では、「校長の方針に反対でしょ。異動の希望を出しますか。それとも考えを改めますか。」と迫り、教師が残りたむねを伝えると「校長の決定に反対しない。」と一筆書くことを要求される。<sup>112</sup>午前中、校長の教育方針について反対意見を述べて、午後に異動を言い渡されたケースまである。<sup>113</sup>しかもことは人事異動にとどまらない。給与にもひびき、評価が悪い（C、Dがつく）と昇給がストップするのだ。ほとんどの教師は、強制異動や昇給延伸、減給や免職といった処分を前にすると、校長に楯突くことができなくなる。そして、自分の良心に反して、ロボットのようにならぬ、ただお上の言うことに無条件に従うしかなくなるのである。「君が代を歌え」と命じられれば歌わずにはいられず、「起立せよ」と命じられれば起立せざるを得なくなる。

このような基本構造を背景に、すでに述べた「日の丸・君が代」強制が強硬になされていったのである。

### Ⅲ アジアの視点から見た「日の丸・君が代」

アジアに於いて「日の丸・君が代」が歴史上どのような役割を果たしたのかを考察することは重要である。

ここでは韓国に於ける「日の丸・君が代」問題だけを取り上げて考えてみよう。

朝鮮半島に於いて日本の植民地支配が強化されるのは満州事変（一九三二）以降の十五年戦争に於いてである。日本は韓国を中国侵略のための「兵站基地」とした<sup>114</sup>。物的的に戦争に動員するための「同化政策」は一九三〇年代に入って「皇国臣民化政策」となり、「内鮮融和」（一九三二～三六）、ついには「内鮮一体」（一九三六）といった植民政策イデオロギーのもとで、朝鮮半島の人々を戦争に動員していった。一九三七年以降は「皇国臣民の誓詞」を学校、教会、あらゆる集会で唱えさせ<sup>115</sup>、一九三八年には韓国語の使用を禁止し、国民精神総動員朝鮮連盟を結成する。これにより十戸単位で「愛国班」を組織して人々の生活を統制し、①毎朝の宮城遙拝、②神社参拝、③「皇国臣民の誓詞」、④日の丸掲揚、⑤日の丸に対する敬礼、⑥君が代奉唱等を強制する<sup>116</sup>。特に、神社参拝を拒否するキリスト教会に対する弾圧として①教会に国旗掲揚塔を建設させ、②日の丸への敬礼、君が代の斉唱を強制し、「当局の指導に従わぬ信徒には法的措置をとる」と脅迫した<sup>117</sup>。こうして大日本帝国は「兵站基地」である韓国の「臣民」たちを無理やり神社に参拝させ「日の丸」に最敬礼させ「君が代」を歌わせて天皇と大日本帝国に忠誠を誓わせ、天皇の栄光をあらわす「八紘一字」の「聖戦」に彼らを片っ端から動員していったのである。このように、植民地支配に於いて「日の丸」が歴史上どのような役割を果たしてきたかがいよいよ露骨にあらわれた。アジアに於いて「日の丸・君が代」は偶像的意味を持つと同時に日本の露骨な民族エゴ丸出しの象徴だったのである。

アジアに於ける「日の丸」は、神社、天照大神、天皇と並んで大日本帝国の権威と支配を象徴するものであった。それ故、「日の丸」に対して最敬礼することは、日本の国家権力に対する絶対服従を公に告白させることを意味するものであった。それはちょうど神社参拝を強制することが天照大神と天皇への絶対服従を公に告白させることを意味するのと同じである。そして、これに逆らう者は国家権力に反逆する者として「法

的措置」により処罰された。それはあたかもバビロンのネブカデネザル王を象徴する高さ二六メートルの金の像のようである。<sup>119</sup> 国家権力によって朝鮮半島の至る所に（教会にまで）「日の丸」が立てられ、神社と共<sup>120</sup>に朝鮮半島侵略の露骨な象徴となっていたのである。

すでに述べたが、「君が代」の歌詞は「天皇の世が永続するように！」という事実上天皇への頌栄賛美歌であり、同時に「天皇の時代が永続するために、私の人生といのちを捧げます。」という告白でもある。それはちよ<sup>121</sup>うど我々キリスト者が「父、御子、御霊の大御神にとこしえ変わら<sup>122</sup>ず御栄えあれ。」（それは同時に「そのために私の人生といのちを捧げます」という信仰告白でもある。）と告白を込めて頌栄賛美歌を歌うのと同じである。

以上見てきたように、「日の丸・君が代」はアジアに於いて日帝侵略の象徴である。そして、自分たちの宗教、自分たちの民族、自分たちの国家を絶対化する、日本の民族エゴを露骨に象徴するものなのである。このような過去を反省することなくして、果たして私たちはアジアの人々と共に生きることができるのであるか？日本の大学に少年法を研究しに来た韓国の崔鐘植博士（現韓国江原大学<sup>カンウォン</sup>講師）は、子息の小学校の運動会に参加した際、「日の丸」が高々と掲げられ、会衆が全員で「君が代」を歌う光景を初めて目の当たりにして驚き、思わずトイレに行くふりをして席を外したという。「とてもでないが、見るに耐えられなかった」のである。アジア侵略の歴史を考えるなら、また、日本の国が過去のアジア侵略の罪責を真摯に悔い改めるならば、「日の丸・君が代」だけは国旗・国歌とすることはできないと思う。また、日本の教会はこのことをもっと世に警告すべきだし、ましてや自分たちが「日の丸」の掲揚、「君が代」の斉唱をしてはならないと思う。少なくとも、それがかつてアジア侵略に協力した戦争責任を悔い改めた者のけじめであり、悔い改めの実なのではないのだろうか？

#### IV おわりに ―教会の戦い―

それにしても、たった四十秒のことで教師をクビにできる「君が代」という歌は、いったい何なのだろうか。どんなに子ども思いの心ある教師でも、どんなに熱意ある優秀な教師でも、どんなに多くの尊い犠牲を払って精一杯全力で四〇年間教育に励んできた教師であつても、「君が代」を歌わない、起立しないという、ただ単にそのことだけで、その四〇年間の汗水流して奉仕してきた教師生活のすべてが否定されてしまう。たった四〇秒で、四〇年間の教師生活が否定される。教師としての全資質、全能力が測られて否定されてしまうのだ。それはまるで「日の丸」「君が代」が学校の中心であるかのようなのだ。公立学校の中心は「日の丸・君が代」であるかのようなのだ。公立学校とは「日の丸」を拝み「君が代」を歌わせるために存在しているかのようなのだ。教師たちは子どもたちに「日の丸」を拝み「君が代」を歌わせるために、毎日毎日、四十年間、汗水流して教育しているかのようなのだ。公立学校とは、世界に天照大神の栄光をあらわし、現人神天皇の王国のために、いのちを投げ出して働く人材を、生み出し、教育し、育成して、世に送り出していくところであるかのようなのだ。「天皇の国を来たらせたまえ。」それが日本の公立学校の教育の精神であるかのようなのだ。日本が天皇の国、天照大神の国であることを教育し、そして、その神としての超法的な權威を笠に着て、権力者がすなわち人間が同じ人間を思いのままに支配し、動かし、戦争に動員し、喜んで死なせて、権力の座にある者が利得をむさぼる、これがバベル以来続いてきたこの世の罪の現実である。このような暗黒の支配者、悪魔の王国のただ中に私たちは生きている。

だから、黙っていたら、神に反逆する悪魔の思うつぼだ。悪魔の現実には巻き込まれ、気がついたら戦時中の日本の教会のように、悪魔の手下に成り下がって、悪魔の下請け作業をせつせとしていくことになる。沈黙は罪である。知らぬふりをすることは罪である。何も知らぬ、存ぜぬ、知らんぷりで、き

れいに手を汚さず、黙って見ているのは、罪である。神と人の前に罪を犯す。戦時中の教会のように、偶像を拝み、他国を侵略して、神と人の前に罪を犯すことになってしまふ。

戦わなければならない。教会は戦わなければならない。悪魔と戦わなければならない。世の罪と戦わなければならない。公権力による弾圧に抵抗しなければならない。そして、「日の丸」を拝まず「君が代」を歌わぬことをもって神に栄光を帰し、生けるまことの神の栄光を教育の現場に、そしてこの国にあらわさなければならない。殉教者朱基徹牧師<sup>121</sup>のように、「偶像崇拜を強要し、自国の利益のためにアジア諸国を侵略するような国家は必ず神のさばきを受けて滅びる！」と神のことはを<sup>122</sup>はつきり語って神の栄光をあらわすべきである。これが国家に対する教会の責任である。宗教改革者カルヴァンの考えた教会と国家の理想である。

今や、教会は、あらゆる困難を耐え忍び、一死覚悟して神のことはを忠実に語らねばならない。神のことはは教会のいのちである。神のことはを正しく語ってこそ教会は生きるし、国家権力や罪人を恐れて神のことはを曲げて語れば教会は死ぬ。たとえ国家の迫害を逃れて生き残り、人気を博して大教会になったとしても、妥協した内容を語るなら、その教会は教会としての本質を失う。教会でなくなる。キリストのからだとして<sup>123</sup>のいのちを失うのだ。反対に、たとえ教会堂が閉鎖され牧師が殉教しても、キリストの御意志を忠実に全うしたなら教会は立派にキリストの栄光を現したと言える。キリストの召命にしっかりと応えたと<sup>124</sup>と言える。そうでなければ、教会はこの先なおも荒野の「四十年」（民数記一四・34）、バビロン捕囚の「七十年」（ダニエル九・2）を惨めに過ごさなければならぬであろう。荒野をさまよいながら、あの時の神さま「への反抗が何かを思い知」らされるであろう。

このような中、「日の丸・君が代」問題の本質を見抜き、教育の現場で戦うキリスト者教師たちの存在は大

きな希望の光であると思う。中でも、「君が代」伴奏拒否の戦いを続けている佐藤美和子さんの戦いは注目に値する。祖父、父が牧師という家庭に生まれ育った佐藤さんは、自分に処分を出した校長宛の手紙の中でこう記している。

「私の考え方の核をなすものにキリスト教の考え、信仰があります。：過去の日本では、そのキリスト教の信仰はある時は禁止され、またある時は弾圧されました。クリスチャンの多かった朝鮮半島ではキリスト者に神社参拝が強要され、拒んだ牧師は捕らえられ獄死しました。日本でも戦時中、私の祖父は礼拝前に皇居に向かって黙祷を強いられました。また『キリストは神である』と言っただけで多くの牧師が投獄されました。：私は、かつて一度でも天皇を神としてたたえた歌を演奏することはしたくありません。天皇が神であるとされたかつての日本や戦後の日本で、キリストが神であることを言い続け苦難の道を歩んできた日本の牧師たちのことを思う時、そして、その牧師である父と祖父を持つ私にとって、『君が代』を弾くことは、私の生き方を否定されることであり、殺されることです。：『君が代』を弾きながら生きること、その両立は、私にはたぶんできないと思います。」<sup>123</sup>

この告白は、実に見事に「日の丸・君が代」問題の本質を言い当てている。そして、かつて偶像の前に膝をかがめた日本の教会の無念さを教訓として反省し、韓国の殉教者の生きざまからしっかりと学び、「君が代」を弾くことは、私の生き方を否定されることであり、殺されることで：『君が代』を弾きながら生きること、その両立は、私にはたぶんできない」と告白するのです。つまり、死んでも「日の丸」に敬礼し、「君が代」を歌うことはできない、なぜなら、それは自分のキリスト信仰の事実上の棄教を意味し、（肉体は生きていても）霊的には「死ぬ」ことを意味するからだ、というのだ。

教会は、この「神の教師」の告白を共有すべきではないか。このような教師こそ真の教師であり、真の

「公僕」であり、世界中の国々が模範とすべき、まことの教師であると正しく評価すべきである。そして、このような教師を励ますべきである。この教師が免職されたら、その生活費を全面サポートすべきである。裁判をおこしてこの教師と共に戦うべきではないか。この教師の戦いを教会の戦いとするべきではないか。こうした心ある真のキリスト者と共に戦えるか、あるいはかつて戦時中、殉教者に対してそうしたように再び見捨てるか、それが教会の試金石となる。

## 注

1 「日の丸こそは、わが国の地理的条件の中から自然に生まれ、長い歴史の中で日本民族に愛用され、十分に確立された慣行に支えられた日本の国旗であり、そのデザインには些かも日本国憲法の精神に反するところはない。そういう意味で日の丸は紛れもなく、わが国の誇るべき国旗である。」産経新聞一九九九年二月二十三日正論 小林節（慶応大教授）「日の丸と君が代は、長年の慣行により、それぞれ国旗と国歌として国民の間に広く定着していると考えております。」一九九九・六・二九 小渕首相答弁

2 「日の丸」は（古くは戦国時代に武将たちによって、また、江戸幕府用の船印として用いられたが）幕末の開国により自国の船に国籍を示す「日本国総船印」として幕府により本格的に用いられるようになった。「君が代」は一八六九年に薩摩藩砲兵隊長大山巖が海軍軍楽隊教師のイギリス人フェントンから「ヨーロッパ各国には国歌なるものがあり、外国の軍艦が入港してきたときには、それぞれの国歌を演奏するならばがある。日本にそれがないのは残念だ。わたしが作曲してきたときには、それぞれの国歌を演奏するならば大山愛唱の薩摩琵琶歌「蓬萊山」<sup>ほうらいさん</sup>から「君が代」を選んでフェントンに渡し、原曲ができた。その後編曲されて今の「君が代」ができた。歴史教育者協議会編「日の丸・君が代五〇問五〇答」大月書店一二、二

八頁。「日の丸」の起源が八世紀の「続日本紀」にさかのぼるといふ話もある。松本健一「日の丸・君が代」の話 P H P 新書 四七頁

3 「国旗及び国歌の指導についても、各学校は学習指導要領の定めるところに基づき、児童生徒を指導する責務を負うものである。また、公立学校の教員は、公務員として、地方公務員法等の法令や上司の職務上の命令に従って職務を遂行しなければならない。…地方公務員法第三十二条に規定する職務上の命令については、重大かつ明白な瑕疵(かし)がある場合、すなわち、当該職務上の命令が無効である場合を除き、職員はこれに従わなければならないものと考ええる。」一九九九・八・一三 小淵首相答弁書より

4 「諸外国では国旗と国歌を法制化している国もあることなどから、二十一世紀を迎えることを一つの契機として、これまで慣習として定着してきた国旗と国歌を成文法で明確に規定することが必要と考え法制化を図ることといたしましたところであります。」一九九九・六・二九 小淵首相答弁

5 これは主に政府与党の自民党や右翼勢力、藤岡信勝ら自由主義史観研究会を中心に主張されているところである。藤原氏は、戦後の歴史教育がマルクス主義史観、東京裁判史観によって支配されて歪められた「自虐史観」であると主張し、「従軍慰安婦」問題を教科書からの削除を求める運動を提唱した。その最大の理由は「歴史教育の目的は自国の歴史に誇りを持たせることにある」と考え、日本の若者が自国への誇りを失わないようにと歴史の汚点や罪責問題は削除し、なるべく美談や「明るい話」を羅列する。中村政則「近現代史をどう見るか？」岩波ブックレット 四一頁。「日の丸・君が代」についても子どもたちに肯定的に教育すべきだとし、各教科書を五段階評価して「一位から五位まで」格付けまでしている。「日の丸・君が代」を肯定的に評価説明している本を「良書」とし、少しでも否定的な記述があれば「悪書」としている。藤原信勝編「二〇〇〇年度版 歴史教科書を格付けする」徳間書店 一一八頁

- 6 「少なくとも日の丸のデザインそのものにはその本質として何の侵略性も認められない。当時のわが国の海外進出が現代の基準と相手国の目線で見ただけの場合に「侵略」であったと評価されてもそれはそれで仕方ないことだとは思いますが、ここで大切な点は、その「侵略」は歴史の大きな力学の結果として生じたことで、それは些かも「日の丸」の故に生じたことではない……ということである。他方、君が代についても、他国の国歌の中にしばしば見られる戦争を鼓舞する歌詞などと比べて遥かに平和主義的であるし……」産経新聞 一九九九年二月二十三日正論 小林節（慶大教授）
- 7 毎日新聞三月三十一日、読売新聞三月五日投書より 歴史教育者協議会編 前掲書 九九頁 「歌詞と旋律が調和し、荘厳で優雅な曲であると認識をいたしております。」一九九九年六月二十九日 野中広務官房長官（当時）国会答弁
- 8 藤本卓「公論よ起これ！「日の丸・君が代」」太郎次郎社 三四～三八頁
- 9 広島県教職員組合協議会編「誰のための「日の丸・君が代」？」明石書店 八〇頁
- 10 ある牧師は、役員会の席で日本の戦責問題を話した時「教会が政治問題に関わってはなりません。」と役員に言われて愕然としたという。
- 11 「小、中、女学校においては祝祭日ごとに「日の丸」が掲揚され、教育勅語が読み聞かされ、「君が代」が斉唱された。このことがわかってくると、戦前、日本の小、中、女学校においても……祝祭日ごとに「日の丸」「君が代」教育勅語の三点セットのおしつけが「忠良ナル皇国臣民」の育成を目的としていたことが明瞭になる。」飯沼二郎「天皇制とキリスト者」日本基督教団出版局 六七頁
- 12 i～iiiの立場は最も一般的な反対論。例えば、日本共産党や飯沼二郎がこの立場である。「国旗・国歌問題 日本共産党の立場」日本共産党中央委員会出版局 飯沼二郎 前掲書

13 松本健一 前掲書 二二四頁

14 ダグラス・ラミスの意見。「なぜ政府は「日の丸・君が代」を強制するのでしょうか？その歌を歌えば国粹主義者になる…とは期待してはいけません。…いうことを聞く、言う通りにする、管理しやすい人材がほしいのです。自分の気持ちと関係なく、言われたとおりにする、そういう人を求めているわけで、「日の丸・君が代」はその象徴なのかも知れません。」藤本卓 前掲書 四六頁

15 内村鑑三は一九〇二年一月二五日の「万朝報」で次のように「君が代」批判をする。「いずれの国にも国歌なるものがなくてはならない。然し、我が日本にはまだ是がない。「君が代」は国歌ではない。是は天子の徳を称えるための歌である。国歌とはその平民の心を歌ふたものでなくてはならない。国は実はその平民の所有であって、貴族の所有ではないから国の理想はその平民の中に在って貴族の中にはない。平民の心を慰め、その望みを高うし、これに自尊自重の精神を供する歌が日本国民の今日最も要求する所のものであると思ふ。」歴史教育者協議会編 前掲書 四五頁

16 同上 八二頁、上田宗良・日本オリンピック委員会副会長（公明推薦）による国旗・国歌特別委・中央公聴会意見（要旨）一九九九年八月十日 朝日新聞 朝刊より

17 小畑進師はこの立場。小畑進「キリスト教慶弔学辞典」いのちのことは社 四一七頁

18 例えば、右翼と県教育委員会の圧力によって自殺した広島県立世羅高校の石川敏浩校長は「君が代」斉唱問題で抵抗を続けていたものの、自殺する十一日前に「日の丸・君が代の取り扱い八方ふさがり、全く希望なし（二月十七日）」（一九九九年四月十三日 朝日新聞 大阪本社版朝刊）と書き置きしていた。松本

健一 前掲書 三三三頁

19 どのようにして調査した結果かわからぬが、例えば「君が代」に関していえば国民の支持率は約六割だ

そうだ。石山久男「日の丸・君が代、国旗・国歌を考える」学習の友社 四七頁 とすると、国民の半数近くが反対しているということになる。また、法制化に関しては、NHKが六月十五日に発表した世論調査の結果によると賛成は四七%、両方とも反対ないしはどちらか一方は反対が四八%となっている。サッカー日本代表の中田英寿選手が「君が代」を歌わず、「ダサイですね、気分が落ちていくでしょ。戦う前に歌う歌じゃない。」と発言したために物議をかもし右翼から脅迫された。松本健一 前掲書 三二頁

20 石山久男 前掲書 五一頁

21 例えば、東京都では都教育委が都立学校の校長たちに圧力を加えた結果、入学式での「君が代」斉唱率は一九九八年の五・九%から一九九九年には九九%へと一気に上昇した。広島県教委は一九九九年春の卒業式で「君が代」斉唱をしなかった一五〇名の校長を処分し、翌年も二九人を処分した。その結果一九九八年には一八・六%だった「君が代」斉唱率は九九%に増えた。一九九九・三・八 朝日新聞より、青砥 添他「日の丸・君が代と子どもたち」岩波ブックレット 四一頁

22 一九八五～九八年度までに発生した「日の丸・君が代」に関わる事件で処分を受けた教職員の数は全国で一、〇九九名である。青砥添他 前掲書 五一頁

23 一九九九・八・二七 朝日新聞 論壇より

24 一九九九年六月二十九日 志位和夫による国会での質問より

25 ドイツはナチスのカギ十字の国旗をワイマール共和国時代の黒赤金の三色旗を復活させた。イタリアは戦後国民投票で君主制が廃止され、それまで国旗にあった王家の紋章を除いた緑白赤の三色旗を国旗とした。そして、新しい国歌「イタリアの兄弟よ」を採用した。石山久男 前掲書 五二頁

26 教育勅語は、要するに、「教育の淵源」が「一旦緩急アレハ、義勇公ニ奉シ、以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶

翼」するところにある、すなわち、あらゆる徳目は戦争などが起きれば天皇のために忠死することに収斂することになると、天皇への絶対忠誠を教育の最終目標とした。これは現人神天皇の「勅語」として出された。すなわち、疑うことも逆らうことも許されぬ「神聖ニシテ犯スベカラザル」神聖不可侵な神のことで、全国各学校に「下賜」されたのである。天皇の超法的なこうした神としての權威こそが、皇国「臣民」たちの戦争へのあれほどの動員を可能にしたものであった。村上重良「慰霊と招魂」岩波新書 一三四頁 家永三郎「戦争責任」岩波書店 四七頁 「戦前、日本の小、中、女学校において…祝祭日ごとに「日の丸」「君が代」教育勅語の三点セットのおしつけが「忠良ナル皇国臣民」の育成を目的としていた」飯沼二郎 前掲書 六七頁

27 明治学院大「心に刻むく敗戦五十年・明治学院の自己検証」一二八頁

28 渡辺信夫「教会が教会であるために」信教出版社 八九〜一〇二頁

29 金田隆一「戦時下キリスト教の抵抗と挫折」信教出版社 五九頁

30 同上 五七頁

31 「富田先生が一人のフリーな人として振る舞われたら、官憲にたてついて殉教なさったかも知れないと思います。しかし、富田先生は統理者として日本の全キリスト教会を率いる者として判断して、あのようなことをなさったと思います。…先生のなさったことは決して非良心的ではなかったのです。信仰の本質にかかわることに対して、日本の教会を率いる者として、厳しい迫害に耐えられそうにない教会の弱さへの配慮が先に立って、弱かったと言いますか、道を誤られたのではないかと思えます。」同上 一二二頁

32 一九四四・九・一〇 「日本基督教団教団新報」戸村政博編「神社問題とキリスト教（日本近代キリスト

教史資料1）」新教出版社 三三五頁

34 かつて戦時中、日本の教会は、世から「非国民」と呼ばれて村八分にされぬようにと天照大神と天皇の御真影（写真）を拝んだ。つまり偶像礼拝をすることで生き残りをはかったのだ。例えば同盟の高山教会（一八九五年創立）もその一つである。一九三八年の初週祈祷会の際には「基督教会は嫌われているから善行伝道に励み、軍事慰問献金に励もう。防空演習に励もう。海事記念日にも参加しよう。」と呼びかけて教会の生き残りを目指したが、敗戦間近の一九四五年頃には礼拝出席者は二、三名に。しかも、これらは疎開してきた東京の信徒と大正時代から出稼ぎに来ていた朝鮮の婦人たちで、高山教会の信徒はゼロだった。一家あげて疎開していた高山教会出身のある牧師は「こんな時代に礼拝なんかしてられるか」と礼拝にも来なかったそうだ。一体、彼らは主日礼拝にも来ないで何をしていたのであろうか？要するに、この世の人々と同じになって偶像礼拝しながら、護国必勝を熱心に祈願していたのである。結城晋次「戦時下の教会のケーススタディー」『戦争責任フォーラム記録』日本同盟基督教団 二七～六四頁 これとは別のケースだが、神社参拝問題で投獄されたある牧師は警察に次のような手記を提出した。「信者を六年、伝道者を満十年やって来て治安維持法という法律違反事件によって批判と反省の最後の結論を生み出すことができた。」「天皇帰一の精神、それが私たちの行く道であり信仰である。もし、キリスト教信仰を捨てた故に地獄へ行けといわれるならば、私は日本人のひとりとして行こうと決心した。」これは事実上、背教の宣言である。これが「伝道のためには手段を選ばぬ」者の成れの果てではないだろうか。自分の生き残りと勢力拡大のためには手段を選ばず何でもするのである。そうなれば、キリスト教を宣教していると自分では思っているも、もはやそれはキリスト教とはいえない。辻宣道「嵐の中の牧師たち」信教出版社 一〇六頁

スポーツ総合大会では、国の表示がいろいろな所で用いられる。国としてのアイデンティティーを明らかにするため国旗・国歌は必要だ。おおむね認知された日の丸・君が代を正式に国旗・国歌とすることは受け入れやすい。大衆に浸透した国旗・国歌を法制化することは当を得た進め方だ。」国旗・国歌特別委・中央公聴会意見（要旨） 一九九九年八月十日 朝日新聞 朝刊より

36 一九八〇年に「国旗・国歌」から「選手団の旗・選手団の歌」へ改正された。また統一されてなかった東西ドイツが一つの選手団を編成して参加していたからである。石山久男 前掲書 四八頁

37 一九六四年二月十四日の衆議院文教委員会で灘尾弘吉文相はこう答弁した。「国のシンボルである国旗、皆が斉唱すべき国歌は格別大切なものとして扱うべきだ。オリンピックをひかえた時期でもあるので、その普及について一層の努力をしたい。日本の国旗はもちろん、外国の国旗についても扱いを大事にするよう、オリンピックク国民運動の一環として各方面のご尽力を願っているとこだ。」田中伸尚「日の丸・君が代の戦後史」岩波新書 八一頁 ある有力な政治家は「オリンピックにかこつけて日の丸や君が代を……」と発言した。歴史教育者協議会編 前掲書 八三頁 河野一郎担当大臣は東京オリンピックの記録映画（市川崑監督）に「日の丸・君が代や天皇・自衛隊のシーンが少ない。」と怒って別に作りなおさせた。広島県教職員組合協議会編 前掲書 四〇頁

38 小畑進 前掲書 四一七頁

39 二〇〇〇・六・二六 日本同盟基督教団主催講演会にて（会場：沖繩）

40 山口陽一「戦後五十年、今日本の教会を問う」「敬虔に威厳をもって」いのちのことば社 四三頁

41 出エジプト記二〇・3〜5

42 イザヤ四四・15「新改訳」

43 堀尾輝久、右崎正博、山田敬男 「日の丸・君が代」と「内心の自由」新日本出版社 五三頁

44 「地位の高低を問わず、いかなる公務員も政治、民主主義、宗教その他の意見に於いて何が正統であるかを規定したり、市民に自らの信条を言葉や行動で告白するよう強制することはできない。国旗に対する敬礼や忠誠を強制しようとする地方教育局の行為は、自らの権限の限界を超えるものである。しかも、あらゆる公の統制から留保されるべき憲法修正第一条の目的である知性と精神の領域を侵している」として教育委員会の規則を憲法違反と判断した。憲法修正第一条には「信教上の自由な行為を禁止する法律や言論、出版、集会などの自由を制限する法律を制定することはできない」とある。判決では「強制的に反対を除去しはじめの人々は、やがて反対者を絶滅させようとしていることに気づく。意見の強制的な統一は墓場への統一をもたらすに過ぎない」とまで述べている。日本共産党中央委員会出版局 前掲書 一一頁

歴史教育者協議会編 前掲書 七八頁

45 小学校三年生用、広島県教職員組合協議会編 三八頁

46 歴史教育者協議会編 前掲書 一八頁

47 もともと、私が最初に論文を書いた二〇〇〇年の段階では、この日の丸の位置は、学校長の抵抗の度合いによって様々であった。他にはステージの真ん中を避けて横に三脚で立てるとか、会場の外に立てるなどである。しかし、二〇〇三年十月二十三日に「国旗は式場会場の舞台壇上正面に掲揚する。」という通達（「入学式、卒業式などにおける国旗掲揚および国歌斉唱の実施について」）が東京都教育委員会から出されて従わぬ場合は「職務上の責任を問われる」と処分が明言されたため、学校長も抵抗しきれず、現在では東京都のどこの公立学校に於いてもステージの真正面にどつかりと「日の丸」が貼られるようになった。

48 「教職員は、去年まで生徒の方を向いて座っていたのに、今年は正面の日の丸を向いています。」村上義

雄「暴走する石原流『教育改革』」 岩波書店 二〇〇四・一一一 一七八頁

「座席の向きも『正面の国旗に正対する』ために、教員が生徒の方を向いて座ることすら許さない、など、管理職は生徒のことより『国旗・国歌』中心、都教委に言われたとおり運営することを最優先としました。」  
高橋哲哉序『日の丸・君が代』不当処分撤回を求める被処分者の会・『日の丸・君が代』不当処分撤回を求める被解雇者の会』編 「良心的『日の丸・君が代』拒否く教育現場での強制・大量処分と抗命義務」  
明石書店 三五頁

「式場内は正面壇上の『日の丸』に向かって四五度の向きに『安達』と名札が貼られた指定席があり、生徒の顔を見ることができず、『国歌斉唱』中教頭が歩き回るといふ、とても私には居られぬ場所になっていたのです。」同上 一七四頁

49 この時ステージを見ると誰もいなくて、ただ「日の丸」があるのみである。すなわち、生徒も父兄も教師も会衆一同が一斉に「日の丸」に向かって最敬礼するのだ。勿論、会場のわきにいる校長や教育委員らはわざわざ正面の「日の丸」に向かって最敬礼している。「幼稚園」の場合は「はじめの挨拶」「おわりの挨拶」となっているが、これもやはり同じで、結局は「日の丸」に対する「敬礼」、「拜礼」を意味する。

50 「彼らの偶像は銀や金で、人の手のわざである。口があっても語れず、目があっても見えない。耳があっても聞こえず、鼻があってもかげない。手があってもさわれず、足があっても歩けない。のどがあっても声をたてることもできない。これを造る者も、これに信頼する者もみな、これと同じである。」 詩篇一一

五・4〜8

51 田中伸尚氏も「日の丸・君が代」問題と「靖国問題」は同質であることを指摘している。その理由として①靖国神社法案がしきりに議論されていた時代に当時の田中角栄首相が「日の丸・君が代」の法制化を

首相として最初に公言したということ。靖国神社法案は最初に出された一九六九年六月以来毎年提出と廃案を繰り返していた。一九七二年七月七日に成立した田中内閣の一九七三年四月には五回目の法案が提出され、一九七四年四月十二日に内閣委員会で自民党が単独強行可決、五月二十五日には衆議院に於いて自民党による単独強行可決して参議院に上程するものの六月三日には審議未了、会期終了による廃案となる。

そのように、自民党が挙党態勢で靖国神社法案単独強行可決を意気込む一九七四年三月十四日の参議院予算委員会に於いて、田中首相は「日の丸・君が代」の法制化を発言したのである。これは当時の政府自民党が靖国神社問題と「日の丸・君が代」問題とを同じ問題として考えていた重要な証拠である。②「日の丸・君が代」問題と「靖国問題」の持つ意味が次のように本質的に同じであることを指摘している。「靖国問題」の核心は「国のため・天皇のための死者」を英霊として讃えて国家が神として靖国神社に祀る（追悼）という国家神道の体制を再び認めるのかどうかだった。敗戦前の明治国家に於いて新たな戦死者を再生産する宗教的装置であった靖国神社（護国神社）が侵略戦争に果たした役割は絶大だった。戦前のありようを反省したはずの戦後社会が再びその神社を国家によって維持していこうというのが靖国法案だった。この問題は戦後史の中で最も大きな政治的思想的な対立のテーマの一つで、今日なお社会に深く突き刺さったままである。「靖国問題」はだから「日の丸・君が代」問題と重なってくるのである。」田中伸尚 前掲書 一〇八頁 村上重良「慰霊と招魂」岩波新書 二一九頁

52 村上重良「国家神道」岩波新書 一一八頁

53 明治維新（一八六八年）後、明治政府はすぐに神道を国教化しようとするが失敗。せっかく復興させた（古代天皇制以来の官職である）「神祇官」は一八七一年には「神祇省」、翌年には「教部省」へとみるみる格下げされ、とうとう最後は「文部省」と合併となり、それ以来、神道教化事業は「文部省」の教育事業

が全面的に担うことになった。大村晴夫「日本プロテスタント小史」いのちのことば社 三八～四一頁  
54 注欄の34を見よ。

55 村上重良「慰霊と招魂」一三四頁 家永三郎「戦争責任」岩波書店 四七頁

56 村上重良「国家神道」一四四頁

57 アジアに対する日本の戦争責任を問う民衆法廷準備会編「第二期 戦争責任 第四号」樹花舎 一二二頁

58 右翼が使う「非国民」という意味の差別的表現。今春まで「日の丸・君が代」の掲揚斉唱が行われていなかった国立市では、四月の入学式後に右翼が六十台もの街宣車で連日小学校に押し寄せ、こう非難するのであった。「日本人なら卒業式・入学式は「日の丸・君が代」で行え!」「天皇、「日の丸・君が代」、靖

国神社に反対する者は反日朝鮮系日本人」そのため、学校側が休校することもある。青砥添他 前掲書 四九頁

59 アジアに対する日本の戦争責任を問う民衆法廷準備会編 前掲書 三四頁

60 佐藤美和子など「なぜ『君が代』を弾かなければならないのですか」

61 二〇〇〇年四月 国立市での事件。佐藤美和子など「なぜ『君が代』を弾かなければならないのですか」いのちのことば社 二五頁

62 上村聡「知っていますか?『日の丸・君が代』一問一答」解放出版社 一四頁

63 石山久男 前掲書 二二頁

64 同上 二一～二二頁

65 一九四二年に作られた「初等科国語」(児童用)の教科書に載った話。一九三五年台湾で大地震(死者三四〇〇人)が起こった時、震災で重傷を負った少年が、息を引き取る直前に、声をふりしほって「君が代」

を歌って息を引き取ったという美談。「少年の傷は思ったより重く、その日の午後、仮に作られた治療所で手術を受けました。このつらい手当の最中にも、少年は、決して台湾語を口に出しませんでした。日本人は国語を使うものだと、学校で教えられてから、徳坤は、どんなに不自由でも、国語を使い通して来たのです。……それからしばらくして、少年は言いました。『おとうさん、ぼく、君が代を歌います。』少年は、ちよつと目をつぶって、何かを考えているようでしたが、やがて息を深く吸って、静かに歌い出しました。『きみがよは ちよに やちよに』徳坤が心をこめて歌う声は、同じ病室にいる人たちの心に、しみこむように聞こえました。『さざれ いしの』小さいながら、はつきりと歌は続いて行きます。あちこちに、すすり泣きの声が起こりました。『いわおとなりて こけの むすまで』終わりに近くなると、声はだんだん細くなりました。でも最後までりっぱに歌い通しました。君が代を歌い終わった徳坤は、その朝、父と、母と、人々の涙に見守られながら、やすらかに長い眠りにつきました。」 上杉聡「知っていますか? 『君

が代・日の丸』一問一答」解放出版社 五六頁

66 広島県安浦町の例 同上

67 一九九九年九月三十日 岐阜県でのこと 教育科学研究所編『日の丸・君が代』の強制から身を守る  
法」国土社 二七頁

68 広島県教職員組合協議会編 前掲書 七八頁

69 青砥恭他 前掲書 四一頁

70 高橋哲哉序 前掲書 八三頁

71 高橋哲哉序 前掲書 八三頁

72 村上義雄 前掲書 四八頁

73 佐藤美和子など「なぜ、『君が代』を弾かなければならないのですか。」いのちのことは社

74 村上義雄 前掲書 一六九頁

75 村上義雄 前掲書 一五六頁

76 管理主事の話。「一回だけなら服務事故ですが、職務命令違反を何回も行うと、分限ということに変わってきます。公務員としての資質能力を欠くという問題になってきます。」高橋哲哉序 前掲書 九四頁

77 高橋哲哉序 前掲書 七八頁

78 一九七〇年前橋桂萱中学校の三年一組担任の小作貞隆教諭（当時五十一才）は卒業式で「君が代」斉唱の際、とつさに「三年一組はまわれ右」と号令をかけたために四十八人全生徒が後ろを向いて君が代を歌わないという事件があった。来賓の二人の市議会議員がこれを問題にし、小作先生は無期謹慎処分に、ついには強制的に依頼退職をさせられた。小作先生がこのような行動に走った理由は、卒業式の二日前に式の予行演習をした際、校長が激しい口調で次のように脅迫したことに抵抗してである。「三年一組の生徒の中に『君が代』を歌わなかった生徒がいる。『君が代』を歌わなければ全課程を修了したことにならないから、そういう生徒には卒業証書はやれない。」この校長の激しい脅迫を聞いて、子どもたちは驚き、泣き出す子もいたという。小作先生は一九四二年に軍隊に入隊し、一九四五年八月十五日を千葉の銚子で迎えた。午前中も空襲のため二人の兵士が死に、その死に立ち会ったのだが、病院で瀕死の兵士に向かって上官が何と「君が代」を歌えと命令したのである。死に行く者に何の救いにもならぬ「天皇陛下万歳」を唱えよと命じると同じだと思った。この時小作先生は「君が代」の持つ怖さを味わったという。こうした戦争体験があつて小作先生は思わずとつさに抵抗してしまつたのである。田中伸尚 前掲書 九九頁 一九七九年福岡県立若松高校の音楽科教員、小弥信一郎教諭は卒業式で君が代をジャズ風にアレンジ伴奏して

分限免職処分を受けた。その際福岡県教委側は「勤務時間中に自動車学校に通った。遅刻、欠勤が多く、勤務態度が悪い。服装が乱れている。卒業式という公式の場で君が代を異様に演奏した」と罪状を並べ立てた(ちなみに、本人によると無断欠勤の事実はないという)。当初、校長は、演奏を終えた小弥さんの手を取って「ごくろうさん」と労をねぎらった。自動車学校の件も「減給一ヶ月程度が妥当」と考えていた。しかし、卒業式後、一部の父兄や地元の有力者から「何と不謹慎な行為。厳罰に処せ。」と強硬な意見が噴出。これが県教委の耳に入り、分限免職処分となった。「分限処分」とは、暴力教師やわいせつ教師、無断欠勤が多いといった、教師としての適性に欠ける教師に出される処分で、県教委は、「君が代」強制に逆らう教師をクビに見せしめにするために、「無断欠勤」の濡れ衣まで着せて「不適格教師」の烙印を押しただのである。 村上義雄 前掲書 八頁

79 中野区の小学校でのこと。村上義雄 前掲書 四七頁

80 高橋哲哉序 前掲書 二四〇頁

81 そうして、「君が代」斉唱するよう「指導した」と答えても「指導しなかった」と答えても、いずれにせよ教師としての資質・能力に欠けると「分限処分」を出さんがために誘導尋問するのである。 高橋哲哉

序 前掲書 三八頁

82 東広島市の例。青砥恭他 前掲書 四一頁

83 一九九九年六月二十九日 志位和夫による国会での質問より

84 「国旗・国歌法」が成立した翌月の一九九九年九月の市議会で、高松市の教育長は、「教師、生徒、保護者に『君が代』を歌わない自由はあるのか」との質問に、「教師と生徒につきましては、学習指導要領により指導することとなっており、歌わない自由はないものと考えます。」と発言した。教育科学研究会編

『日の丸・君が代』の強制から身を守る方」国土社 六八頁

85 田中伸尚 前掲書 九九頁

86 東京都の鳥海巖教育委員の発言。「これは徹底的につぶさないと禍根が残る。特に半世紀巣くつてきているガンだから痕跡を残しておくわけにはいかない。必ずこれは増殖する。…徹底的につぶしませんと後で困る。」「国旗・国歌問題は曖昧さが残ってはいけない。一〇〇%やるようにと事務局(教委)にも教育長にも言っている。」村上義雄 前掲書 六四頁

87 東京都の米長邦雄教育委員のこと。二〇〇四年十月二十八日に催された秋の園遊会で交わされた、天皇との会話。「やはり強制でないようにね。」と逆に天皇にたしなめられて狼狽し、「それはもう、はは、これはありがたきおことばをいただきました。」とひどく恐縮しながら答えた映像はテレビと新聞で繰り返し全国に報道された。

88 二〇〇四年七月、都立高校五〇校で起立しなかった保護者の人数を記録した。村上義雄 四七頁

89 二〇〇〇年八月、東京都国立市の教員十七名がこれにより処分された。高橋哲哉序 前掲書 一〇八頁

90 村上義雄 前掲書 四一頁

91 高橋哲哉序 前掲書 三九頁

92 村上義雄 前掲書 二五頁

93 内容は「卒業式に於ける調査確認表」と題し調査項目は以下の如し。①式次第の中に国歌斉唱が盛り込まれていたか?②国旗掲揚はなされていたか?国旗の位置・ステージバックに張られていた・三脚方式であった・日の丸はなかった ③国家「君が代」は斉唱されたか?・斉唱された・メロディーのみが流された・実施されなかった ④校長の式辞について、校長が式辞の中で、過去の戦争責任や戦争に於ける日

- の丸の役割などについての話はしなかったか？ 広島県教職員組合協議会編 前掲書 七五頁
- 94 広島県教職員組合協議会編 前掲書 七八頁
- 95 広島県高教組の現職の教頭や校長の多くは組合出身であった。石川校長も、因島高校定時制の教頭になる七年前までは組合員だった。一九九九・四・一三 朝日新聞 大阪本社版朝刊
- 96 一九九九・三・一 朝日新聞 朝刊
- 97 一九九九・四・一三 朝日新聞 大阪本社版朝刊
- 98 同上
- 99 一九九九・三・一六 朝日新聞 朝刊
- 100 この日の朝の尾道教育事務所指導主幹主事が、石川校長を「励ましに行った」とされる報道を聞いた何名かの校長は激怒して、「何が励ましなら！恫喝に行ったんよ！」と吐き捨てるように言った。広島県教職員組合協議会編 前掲書 七九頁
- 101 広島県教職員組合協議会編 前掲書 八〇頁
- 102 ピリピニ・10、11
- 103 青砥添他 前掲書 四一頁
- 104 「式典会場に於いて、教職員は、会場の指定された席で国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する。」一〇・二三通達 別紙
- 105 高橋哲哉序 前掲書 四四頁
- 106 村上義雄 前掲書 一五五頁
- 107 村上義雄 前掲書 八二頁

- 108 村上義雄 前掲書 七二～七三頁
- 109 村上義雄 前掲書 六〇頁
- 110 米長邦雄教育委員のことば 村上義雄 前掲書 六五頁
- 111 二〇〇三年七月一日「教員の定期異動実施要綱」より。村上義雄 前掲書 七六頁
- 112 村上義雄 前掲書 七七頁
- 113 村上義雄 前掲書 七九頁
- 114 「兵站基地」というのは、元来、軍の戦略用語である。∴戦場に最も近く、しかもその基地自体として自活しつつ、同時に前線への補給をも確保しうる」(一九四四・朝鮮総督府情報課) 後方基地のこと。姜在彦「日本による朝鮮支配の四十年」朝日文庫 一四二頁
- 115 これは日本には無い韓国独特のもの。(日本人は生まれながらの「臣民」であったため、わざわざ唱える必要がなかった。)「一、私共は大日本帝国の臣民であります。二、私共は心を合わせて天皇陛下に忠義を尽くします。三、私共は忍苦鍛錬して立派な強い国民となります。」(子供用)「この誓いを学校、教会、あらゆる集会で唱えさせた。姜在彦 前掲書 一六八頁
- 116 韓国基督教歴史研究所「韓国キリスト教の受難と抵抗」信教出版社 二九七頁
- 117 その他、西暦元号の不使用を強制し、賛美歌、祈祷文、説教の検閲、取締り等があった。飯沼二郎 前掲書 八六頁
- 118 「日本書紀」に登場する神武天皇の言葉に出てくるもので、「八紘」は元来中国のことであるが、ここでは全世界の意味。「八紘一字」とは、全世界を天皇に帰一させるという思想。日帝時代末期一九四〇年代になると、国家神道は、第一代神武天皇の「八紘一字」の詔を實現して、天照大神の神威と天皇の御稜威を

全世界に及ぼすべく、神国日本が全世界を相手に聖戦を戦う、という恐るべき狂気の教義への国家神道は展開したのであった。村上重良「国家神道」岩波新書 二〇七～二〇八頁

119 旧約聖書 ダニエル書 三章

120 朝鮮半島に於ける神社の存在は日本が支配する土地に日本の神が降臨することを意味するものであった。韓国基督教歴史研究所 前掲書 三〇七頁 特に、一九三九年に創建され始めた官幣大社扶余神宮はその祭神が往神、齊明、天智天皇と神功皇后であったが、これは古代に於ける韓国からの侵略者たちが神になつて植民地の韓国に降臨したことを意味するという、日本の侵略を極めて露骨にあらわしたものだつた。村上重良「国家神道」一九三頁

121 野寺博文「朱基徹牧師の抵抗権思想」「基督神学」一四号 二〇〇二 東京基督神学校

122 朴寛俊長老は来日し「日本は現在天地の創造主であられる神にあらゆる反逆をしています。ですから神は日本を罰せずにはいられません。硫黄の火で日本は焼かれて亡びます。」と政府の要人たちに警告し、最後は「宗教団体法案」審議中の帝国議会の傍聴人席から「エホバ神の大使命！」と叫び決死の覚悟で警告文を投げて投獄され、六年の獄中生活の後、平壤刑務所で殉教した。安利淑「たとえそうでなくとも」(待農社 一九七二) ちなみに、朴寛俊長老は、来日の際(現在の日本同盟基督教団) 大井教会の夕拝でも証しをしている。

123 佐藤美和子など 前掲書 五三～五四頁